

◎貸出申請される時の留意事項

貸出申請される場合は、下記の実施要項抜粋を熟知のうえ、提出してください。

社会福祉法人葛城市社会福祉協議会における福祉車両貸出事業実施要項抜粋

(利用者)

第3条 この事業の利用者は、葛城市社会福祉協議会の会員で、次の各号に定める者とする。

- (1) 葛城市に居住し、移動に関する支援が必要な者
- (2) 市内で支え合い活動を実施する者

(実施方法)

第6条 この事業は次の方法で実施する。

- (1) 運転手については、利用者(又は申請者)が確保し、満18歳以上で普通自動車運転免許証保持者とする。

(利用者等の責務)

第8条 利用者及び運転者は、次の各号の責務を負う

- (1) 貸出車両の申請者及び運転手は、貸出車両の使用方法を厳守して利用しなければならない。
- (2) 貸出車両の申請者及び運転手は、貸出車両の利用日時を厳守し、遅滞の場合は必ず、当社会福祉協議会(0745-48-3373)まで連絡しなければならない。
- (3) 貸出車両の運転手は、交通法規を厳守し、安全運転に心掛けなければならない。
- (4) 貸出車両は、利用者を搬送するものであって、物品など利用目的以外の用途で使用してはならない。
- (5) 申請者及び運転手は、その責に帰すべき理由により自動車を破損し、または滅失したときは、賠償しなければならない。

(責任補償)

第9条 利用者は、福祉車両の利用を希望する場合、万が一の事故等のために社協が加入している保険内容を承諾の上、福祉自動車の利用をするものとする。

- 2 福祉車両の利用により事故が発生した場合の補償は、社協が加入している自動車任意保険の補償認定の範囲内として、社協はそれ以上の補償及び本要綱に反した場合は、一切の責任を負わないものとする。
- 3 車いすでの事故やケガについて、本会では一切の責任を負わないものとする。